

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

宮城労働局

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、啓発活動等を行うこととしています。

宮城労働局では、「過労死等防止啓発月間」の一環として、過重労働などの撲滅に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

当局では、長時間労働の解消に向け監督指導を徹底するほか、「過重労働解消相談ダイヤル」や、主要団体への協力要請などの取組を行います。また、労働局長によるベストプラクティス企業への訪問、過重労働解消のためのセミナー、過労死等防止対策推進シンポジウムなどを開催します。

問合せ：宮城労働局 労働基準部 監督課
TEL 022-299-8838

【取組概要】

1 長時間労働の是正に向け、集中的に監督指導を実施します

当局では、従来より、過労死等の労災請求が行われた事業場や、長時間労働が疑われる企業などへ、長時間労働の解消に向け、監督指導を実施しておりますが、11月はさらに、県内の労働基準監督官を総動員して、集中的に取り組むこととしています。

2 無料電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施します。仙台では、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、東北各労働局の労働基準監督官が合同で電話相談に当たります。

実施日時：平成29年10月28日（土）9:00～17:00

フリーダイヤル：0120-794-713
なくしましろう ながい残業

3 特設サイトを設置します

多くの勤労者の皆様に過重労働防止に資する情報等を知っていただくため、宮城労働局ホームページに特設サイト「過重労働解消キャンペーン」を期間限定で設け、「疲労蓄積度自己診断」「5分でできるストレス・チェック」等勤労者をサポートするサイトを紹介します。

4 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、労働局長ほか幹部による協力要請を行います。

5 ベストプラクティス企業を労働局長が訪問します

長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業を労働局長が訪問し、その取組内容等を紹介します。 ※詳細未定

6 セミナー・シンポジウムを開催します（厚生労働省委託事業）

◇ 「過重労働解消のためのセミナー」

企業の労務担当者向けに過重労働防止に向けた対策などを解説するセミナーを開催します。

宮城会場 11月16日（木） 14:00～16:30

（仙台市青葉区国分町 東京エレクトロンホール宮城 601大会議室）

定員：各100名 参加無料

申込 WEBサイト「LEC 過重労働解消」で検索

◇ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

過労死等の防止の重要性について広く国民に周知を図るため、過労死等の防止のための活動を行う民間団体（全国過労死を考える家族の会、東北希望の会等）と連携してシンポジウムを開催します。

宮城会場 11月18日（土） 14:00～16:30

（仙台市青葉区春日町 せんだいメディアテーク1階）

パネルディスカッション「過重労働が家族に与える影響」

定員：150名 参加無料

申込 WEBサイト「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索